

参考資料

(地方税関係)

更正の請求について

- 「更正の請求」は、申告に係る税額等が計算誤り等により過大である場合に、納税者が自ら申告内容の是正を税務当局に請求できる権利。期限内の適正申告を求める申告納税制度の例外。
- 通常、納税者が誤りを発見するのは、次の申告期であること等を踏まえ、現行の更正の請求期間は1年間とされている。
- 別途、地方団体の長は5年間、職権により減額更正を行うことができる。

○主な更正等の期間制限

区 分		期間制限(通常の場合)	脱税の場合
課税庁 による	税額等の増 (「増額更正」)	法定申告期限から3年(地方法人課税等については5年)	法定申告期限 から7年
	税額等の減 (「減額更正」)	法定申告期限から5年	
納税者 による	税額等の増 (「修正申告」)	法定申告期限から5年	—
	税額等の減 (「更正の請求」)	法定申告期限から1年(後発的事由の場合2月)	

(注)申告納付の地方税の場合について記載。

地方税法違反に対する刑事罰則の体系(現行)

違反行為		刑事罰	参考(行政罰)
① 虚偽申告・無申告	過少申告		○過少申告加算金 (10%、期限内申告税額又は50万円のうちいずれか多い金額を超える部分は15%)
	無申告	○単純無申告罪 ・ 1年以下の懲役又は20万円以下の罰金 [例: 法人事業税]	○不申告加算金 (15%、50万円超の部分は20%)
	不正行為による過少・無申告・受還付	○遁脱罪(脱税犯) ・ 5年以下の懲役若しくは100万円(情状により脱税額)以下の罰金若しくは科料又は懲役及び罰金を併科 [例: 法人住民税] ・ 3年以下の懲役若しくは100万円(情状により脱税額)以下の罰金又は併科 [例: 地方たばこ税]	○重加算金 (過少35%、不申告40%)
② 特別徴収納入金不納付		○特別徴収納入金不納付罪 ・ 3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金若しくは科料又は懲役及び罰金を併科 [例: 個人住民税]	
③ 調査・徴収活動の妨害	申告書不提出	○(単純無申告罪(再掲))	○(不申告加算金(再掲))
	調書の不提出等	○虚偽申告罪 ・ 1年以下の懲役又は20万円以下の罰金 [例: 法人住民税]	
	検査拒否等	○検査忌避罪 ・ 1年以下の懲役又は20万円以下の罰金 [例: 法人住民税] ・ 10万円以下の罰金 [例: 地方たばこ税]	
	滞納処分妨害	○滞納処分妨害罪 ・ 3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は併科 [例: 法人住民税]	
④ 滞納			○延滞金 (原則14.6%)

(注) 罰則の法定刑については、昭和56年に現行の水準まで引き上げられたが、それ以降見直されていない。
ただし、軽油引取税については、平成元年以降、数次にわたり罰則の引き上げ等の見直しが行われている。(直近では平成18年)